平成２１年（フ）第４６１号
沖縄県那覇市松尾１丁目８番16号　松尾台レジデンス202
債務者　長谷川美善
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２４３号
福島県二本松市松岡265番地７
債務者　川瀬　充洋
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２４４号
福島県二本松市松岡265番地７
債務者　川瀬ヨシエ
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１５３８号
さいたま市緑区道祖土３丁目２番22号　浦和昭和ビル101号、申立時の住所さいたま市緑区大字大門1452番地２
債務者　野村　愼一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４９号
埼玉県朝霞市本町１丁目17番38号　白馬荘202
債務者　八木澤武志
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７７号
さいたま市緑区宮本２丁目20番地５
債務者　橋本紀之助
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１２号
さいたま市南区内谷６丁目９番28号
債務者　岩澤　　学
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１３号
埼玉県蕨市南町１丁目６番６号　みなみ荘101号
債務者　スギタ靴店こと　杉田　外二
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１８号
埼玉県志木市中宗岡５丁目13番32号　シティーハイツ中宗岡105号
債務者　村松タカ子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１９号
埼玉県川口市大字東本郷610番地　コーポオシダ103号
債務者　伊藤芽久美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２５号
埼玉県川口市領家３丁目16番８号
債務者　吉原　和子（旧姓小柏）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５２号
埼玉県北葛飾郡栗橋町東２丁目５番17号
債務者　青木　　茂
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６９号
さいたま市見沼区春野１丁目２番２―406号、旧住所埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字葛梅503番地６
債務者　井下　晃彰
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７３号
埼玉県川口市弥平２丁目12番24号　トシユキマンション103号、旧住所埼玉県川口市末広３丁目７番７―403号　ロイヤルサンシティー
債務者　弦間　泰男
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７５号
さいたま市浦和区領家７丁目25番２―101号
債務者　山崎由紀恵
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７００号
さいたま市見沼区大字中川267番地３
債務者　真壁亜紗美（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０１号
さいたま市大宮区高鼻町１丁目５番地　アクシーズグランデ802号
債務者　吉澤　真美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係